

韓国法曹事情

隣国から学ぶ司法改革のポイント

東京弁護士会会員

金哲敏 Kim, Cholmin (Kim, Akitoshi)

世界で最も日本と類似した法体系を有する国は？と問われればどの国を思い浮かべるでしょうか？答えは韓国です。韓国法の基礎が日本の植民地であった時代に整備されたこともあり、韓国法と日本法は、その法概念の90%以上が1対1対応と言っても過言ではない程近似しています。しかし、その韓国では、昨今急速に司法改革が進み、分野によっては日本がいまだに達成できていないような先進的な法制度を導入するに至っています。以下、私が2010年4月から実施中の韓国実務研修で見聞した韓国の実務において、特に刮目させられたものをピックアップしてご紹介したいと思います。

1 刑事手続面—人質司法からの脱却・無罪推定の徹底

刑事手続の分野では、とりわけ身柄不拘束の原則が徹底されている点に目を見張られます。韓国の刑事手続にも、日本の刑事手続とほぼ同様に、逮捕・起訴前勾留・起訴後勾留の身柄手続が存在するのですが、刑事訴訟法において、「被疑者に対する捜査は不拘束状態で行うことを原則とする」旨が明記され、実刑が想定されるような事案でさえも安易に身柄拘束を認めないほど、起訴前勾留に対する裁判所の令状審査が厳格になされています。実際に、研修を通して、韓国の裁判官から、「日本では罰金刑相当の事件でも被疑者が勾留されているのはなぜか？そんな運用ではえん罪が多発するのではないか？」などとよく指摘されました。

また、韓国では、被疑者が合理的根拠又は理由をもって否認している場合には、仮に被疑者の主張を裏付ける資料が捜査記録、捜査資料等に現れていない場合でも、防御権保障のために原則的に不拘束とする旨の令状発布基準が確立しているとのこと。これも、日本では正反対の実務であるという話をすると、韓国の裁判官から「そのような抽象的なおそれで勾留を認めては、人身の自由の不当な侵害ではないか？被疑者の防御権も考慮しないのか？」と非常に怪訝な顔をされました。

なお、起訴後勾留については、韓国では刑事訴訟法によって、原則として2か月、審級ごとに2回のみ更新可能という厳格な制限が置かれています。したがって、1審では起訴から最高で6か月間しか起訴後勾留が認められず、判決までにそれ以上の期間を要する場合には、被告人の身柄を解放しなければなりません。このように韓国の刑事実務は身柄不拘束の原則を確固たるものとしている点で、日本でも大いに参考にされるべきものであるように思います。

その他にも、捜査機関の取調べに対する弁護人立会権、全ての供述調書の問答式による再現的作成(日本のような物語式の調書ではなく、取調べの現場における問答の要旨をできる限り正確に録取すべきものとされています。)、**「宣告猶予」・「社会奉仕命令」**等の被告人の更生のための柔軟な判決オプションの整備等の点、裁判所の無罪推定の原則の厳格な適用姿勢等、韓国の刑事実務からは非常に大きな刺激を受けました。

なお、少し蛇足になりますが、韓国では、刑事判決が確定するまで、捜査機関は被疑者・被告人の実名を発表せず、メディアもこれを報道していません。一部凶悪犯罪について、捜査機関が実名を発表し物議を醸すケースが散見されますが、このように社会的にも無罪推定の原則を非常に重く扱う点で日本との差を強く感じました。これは、後述する憲法裁判の充実による人権意識の啓蒙とも関係するものかもしれません。

2 民事手続面—民事執行の実効性確保など

民事手続の分野では、とりわけ民事執行の実効性確保について非常に注力していると感じます。例えば、韓国では、銀行の預金口座を差し押さえるようにする場合、銀行名さえ特定すれば、支店を特定せずとも、同銀行に預金されている全ての預金債権を差押対象とすることができます(日本では、平成23年9月20日付最高裁決定がこのような

形での債権差押を差押債権の特定を欠くものとして否定したことが記憶に新しいところです。)。これにより、韓国では、勝訴判決を得れば、著名な金融機関について順番に預金差押をかけて行けば、ほとんどの執行が成功すると言われていました。

また、このような預金差押等の強制執行手続が不奏功の場合のための財産開示制度についても、日本よりも強力な手続が導入されています。すなわち、財産開示手続に違反した場合の監置・債務不履行名簿への登載等の制度が整備され、財産開示に応じない場合の不利益を重くすることで、制度の実効性確保が図られています。

韓国では、日本と比べ、国民一人あたりの民事訴訟件数が圧倒的に多いとされていますが、上記のような民事執行における実効性確保に意が尽くされた結果、費用倒れを恐れての訴訟控えが少なくなり、結果として訴訟増につながっているのではないかと感じました。

その他にも弁論における裁判所の文書提出命令の積極的運用や、ついに始まった電子訴訟など考えさせられる部分が多数あります。

3 憲法裁判の活性化

韓国には、日本には存在しない憲法判断を専門に担当する憲法裁判所が存在します。また、資力の乏しい者も憲法裁判を提起できるよう憲法裁判についての国選弁護士制度も整備されています。その結果、憲法裁判が非常に活発で、書店に上半期と下半期に1冊ずつ憲法判例集が並ぶほどです。また、憲法裁判所において違憲判断も積極的に示されており、その結果、法曹実務家と話をしても、憲法を意識したコメントが日本と比べて圧倒的に多いように感じます。その意味で、憲法裁判を通じた人権意識の啓蒙という点でも大きな成果が上がっているように見受けられます。

4 法律事務所形態・弁護士の職域の多様化、法曹一元

韓国の法律事務所は、個人事務所、合同事務所

(組合)、法務法人(日本の弁護士法人に類似)に加えて、有限責任法務法人形態までが認められ、より多様な組織形態を選択できるようになっています。法律事務所の大多数が法務法人形態を選択しており(数人の小規模事務所でも法務法人形態を採用することが多い)、より組織的な事務所運営が行われているのも特色と言えます。

また、韓国では公証認可を受けた合同事務所や法務法人は、公証業務を担当することができるものとされています。そのため、多数の法務法人が公証業務を行っており、日本と比べて公証制度の利便性・普及度ははるかに韓国が勝ります。

さらに、韓国では、日本に先駆けて企業内弁護士や行政組織内弁護士が普及しており、直近の会社法改正では、新たに一定規模以上の上場会社に遵法支援人として弁護士を置く制度も新設されました。また、ロースクール制度導入を機に、いよいよ長年の懸案であった法曹一元化の段階的導入にも着手し始めています。韓国においても急激な合格者増による新人弁護士の就職難・待遇悪化が深刻な問題となっていますが、それを乗り越えるために打たれたドラスティックな変革がどのように進んでいくかは非常に興味深いところです。

5 おわりに

その他にも、韓国で実務に携わっていると、会社法、労働法、独禁法、税務などの様々な分野で、日本と同根の法律実務が様々な国の先例・蓄積を吸収しながら、日本とは違う方向に勢いよく進化していく姿を目の当たりにします。韓国といえば、まだまだドラマやK-Popというイメージかもしれませんが、今後は日本における司法改革にあたって考慮すべき先例として、さらには日本に判例のない分野についての有力な外国判例の引用元としてなど、法分野の面においても注目の対象になっていくのではないのでしょうか。ソウルに滞在しながらふとそんな気がしています。